

第2章 原産地規則の構成

本章においては、EPA 特惠原産地規則を軸として、原産地規則の構成について見ることとする。その際、原産地規則を構成する要素／ルールにはどのようなものがあるか、また、それがどのように区分されるのかといった観点から見てみる。

第1節 内容・意味による構成要素／ルールの区分

第1節においては、原産地規則に含まれる構成要素／ルールを、その内容・意味により区分することを考えてみる。

具体的に見ることとする前に、まずは、EPA の下での特惠待遇の適用について改めて考えてみよう。

第1章第4節1.(1)において述べたとおり、EPA の原産地規則においては、(検討の対象となる製品の) 原産地を決定するのではなく、(当該製品が) EPA 締約国の原産品 (originating goods) であるかないかを決定している。これは、EPA の下では、ある製品が当該EPA に基づく特惠待遇 (=EPA 特惠税率) の適用を受けるためには、当該製品がEPA 締約国の原産品であることが条件となっており²²⁾、そのため、当該製品がEPA 締約国の原産品であるかないかを決定する必要があるからである。

では、EPA に基づく特惠待遇を適用するための必要十分条件は、「原産品である」ということだけであろうか。

実は他にもいくつかの条件があるところ、それらを以下に順に見てみよう。

まず、ある製品がEPA に基づく特惠待遇を受けるためには、当然のことながら、その製品(例えば、「自動車」という集合) が当該EPA に基づく特惠待遇を受けることができる製品と

22) 例えば、オーストラリアEPA 第2.4条 (関税の撤廃又は引下げ/ Elimination or Reduction of Customs Duties) の1において、以下のように規定されている。

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書1 (第2.4条 (関税の撤廃又は引下げ) の規定に関する表) の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

Except as otherwise provided for in this Agreement, each Party shall eliminate or reduce its customs duties on originating goods of the other Party in accordance with its Schedule in Annex 1 (Schedules in Relation to Article 2.4 (Elimination or Reduction of Customs Duties)). (下線強調：筆者)

では、この第2.4条1にいう「原産品」とは何か、というと、第1.2条 (一般的定義/ General Definitions) において、以下のような規定が存在する。

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

For the purposes of this Agreement, unless otherwise specified:

(o) 「原産品」とは、第3章 (原産地規則) の規定に従って原産品とされる製品をいう。

(o) the term “originating good” means a good which qualifies as an originating good under the provisions of Chapter 3 (Rules of Origin) ;

これらの規定により、第3章の規定に基づいて (相手締約国の) 原産品であると判断された製品に関して、関税の撤廃又は引下げ (=EPA 特惠税率) が適用されることとなる。

第1部 序 論

して指定されていることが必要であろう。これはやや分かり難い表現であるが、具体的に書くと、EPAに通常附属している「関税の撤廃・引下げについて定めた表」（例えば、オーストラリアというEPAの場合には附属書1）の中に、「自動車 ○ %」と規定されていることが必要となるということである。これを条件の形式を用いて記載すると、

①当該産品が、特惠待遇の適用対象産品として指定されていることとなる。

では、EPA締約国（例えば、日本とする。）に輸入される産品——上記の例を用いると自動車——であれば、何であっても、そのEPAに基づく特惠待遇を適用して良いかという、もちろんそうではない。EPAの趣旨に鑑みれば、当該EPAの相手締約国（オーストラリアEPAの場合には、オーストラリアとなる。なお、ここで言う「相手締約国」は、産品を輸出する側の締約国であることから、「輸出締約国」と呼ぶことも可能である。）において、当該産品——この場合、自動車——が、そのEPAに基づく特惠待遇を適用するに値するだけの生産工程を経ていることが、当然必要となるであろう。

この、「EPAに基づく特惠待遇を適用するに値するだけの生産工程を経ている」産品のことを「原産品」と呼び、輸出締約国から輸出される時点において、原産品としての資格を有していることが必要となる。これが冒頭で述べた条件——すなわち「原産品」であること——に該当することとなり、これを改めて条件の形式で記載すると、

②当該産品が、輸出締約国において、原産品としての資格を獲得していることとなる。

なお、「EPAに基づく特惠待遇を適用するに値するだけの生産工程を経ている」ということを表わす表現として、「原産品である」及び「原産品としての資格を有する」の他に、「原産資格（又は、原産性）を獲得する」、「原産資格（又は、原産性）が付与される」等を用いることもある。本書においても、文脈に応じてこれらの表現を用いることがあり得る点をご了解いただきたい。

では、輸出締約国において、原産品としての資格を獲得すればそれで十分であるかという、必ずしもそうではない。

実際の貨物の流れを見てみると、貨物のすべてが輸出国から輸入国まで直行するという訳ではなく、多くの場合には（輸出国と輸入国との間の）第三国の港又は空港において別の船舶又は航空機に積み替えられ、その上で輸入国に運送されることとなる。この場合、積替えが行われる第三国の港又は空港において、貨物は倉庫等に保管されることとなる。当該保管の際に、貨物の選別、取分け、再包装等の簡単な作業が行われることがあり得るが、更に何か簡単な加工作業が施される可能性も考えられる。そのような加工作業の内容によっては貨物の性状等に変更が加わってしまい、その結果、輸出締約国において獲得した原産品としての資格を喪失してしまうという可能性も排除し得ないであろう。このようにして、運送の途中で原産品としての資格を喪失してしまうと、当然のことながら、輸入する側の締約国（「輸入締約国」と呼ぶ。）において、EPAに基づく特惠待遇を適用することはできなくなることから、運送の途中で原産品としての資格を喪失していないことが必要となる。これを、条件の形式で記載すると、

③当該産品が、輸出締約国から輸入締約国まで運送される間において、上記②において獲得し

た原産品としての資格を喪失していないこと²³⁾となる。

以上の②及び③を満たせば、輸出締約国で原産品としての資格を獲得し、それを輸入締約国まで維持することとなるが、これで特惠待遇が得られるかということ、まだ十分ではない。

EPAに基づく特惠待遇の適用を受けようとする産品は、輸入締約国の税関当局に対して、当該物品のHS番号、品名、適用を受けようとする税率（この場合、EPA特惠税率）等が申告されることとなる。

しかしながら、申告を受けた税関当局の側から見ると、

- ・HS番号及び品名等に基づき、当該申告のあった産品が上記①の条件を満たすか満たさないかを判断することは可能ではあるものの、
- ・上記の②及び③の条件を満たすか満たさないかの判断をすることは、このままでは困難であるという問題がある。

したがって、当該産品を輸入しようとする者は、税関当局に対して、当該産品が上記の②及び③の条件をそれぞれ満たしていることを、何らかの態様で証明（又は税関当局が確信できるまでの説明を）することが必要となる。これを、条件の形式で記載すると、

- ④当該産品が、上記②及び③に定める要件をいずれも満たしていることを何らかの態様で輸入締約国の税関当局に対して証明することとなる。

以上の①から④までの条件が、EPAに基づく特惠待遇の適用を受けるために必要な条件のうち主要なものとして考えられるものである。これらは、いずれも満たすことが必要な条件であり、これら4つを満たして初めて特惠待遇の適用を受けることが可能な状態となる。

なお、実際には①から④まで以外にも満たすことが必要な条件がいくつか考えられる²⁴⁾ところ、厳密にはこれら4つを満たしただけでは十分ではないが、ここでは説明の簡略化を図るとの観点から、これら4つをEPAに基づく特惠待遇の適用を受けるための条件として捉えることとする。

さて、上記の①から④までの4つの条件のうち、②から④までの条件に関するルール及びそれらに関連する諸々の手続に係るルールをまとめたものが、一般的に原産地規則と呼ばれるものとなっている²⁵⁾。

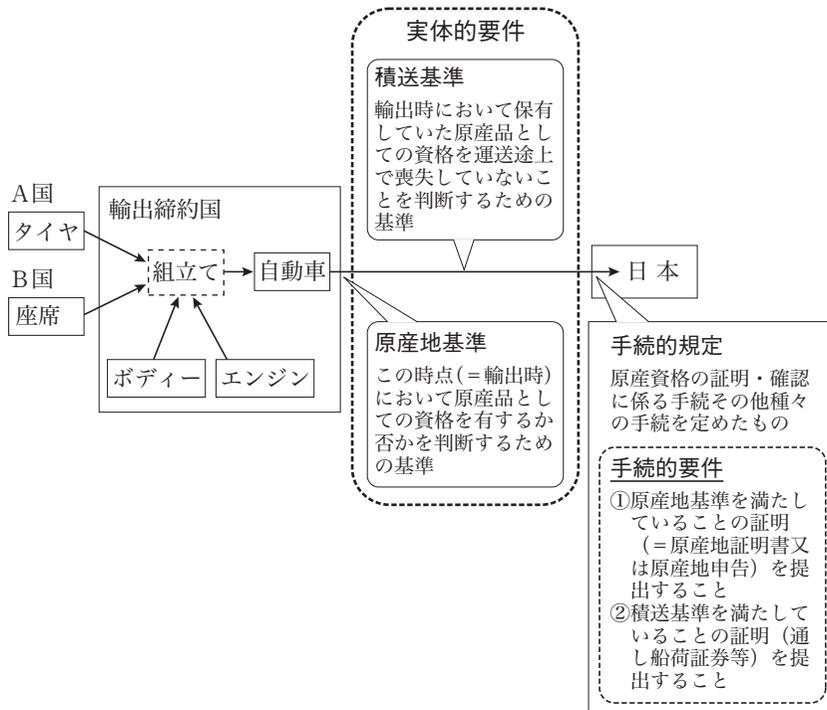
このことより、原産地規則を構成するルールは、大まかに分けると3つのカテゴリーのいずれかに属することが見て取れる。今後の説明の便宜の観点から、これらの3つのカテゴリーに

23) 一般的には、原産地基準を満たしたものを「原産品」と呼び、そして、原産品であって、かつ、積送基準を満たしているもの（原産品としての資格を喪失していないもの）がEPA特惠待遇の適用対象となる訳であるが、いくつかのEPAにおいては、原産地基準を満たした「原産品」のうち、更に積送基準を満たしたものを、改めて「原産品」と定義し、後者の「原産品」をEPA特惠待遇の適用対象としているものがあるところ、「原産品」という記述があった場合、それがどのような意味であるかに留意することが必要である。

24) 例えば、(i)EPAに基づくセーフガード措置が発動されていないこと、(ii)関税割当品目であれば、一次税率の枠内であること、等種々の条件が想定される。

25) 上記第1章で見たとおり、原産地規則は種々の政策目的の遂行のために用いられるルールではあるが、ことEPA特惠待遇の適用という目的に関しては、原産地規則という独立したルールがあると言うよりは、本文に記載した①から④までを併せた「特惠待遇適用規則」とでも呼ぶべきルールが存在し、その一部に所謂「原産地規則」が変容した形で取り込まれていると位置付けることも可能と思われる。

図1-7



属するルールについて名前を付けることとする。

上記の②の条件を満たしているかいないかを判断するための基準を**原産地基準** (origin criteria)、

上記の③の条件を満たしているかいないかを判断するための基準を**積送基準** (consignment criteria)、

上記の④に関するルール及びその他諸々の手続に関するルールを**手続的規定**、と、それぞれ呼ぶこととする。

この結果、原産地規則は、原産地基準、積送基準及び手続的規定の3つのカテゴリーに分けられることとなる²⁶⁾。

次に、以上に述べたことを少し異なる観点から見てみよう。

- 一般に、何かある措置の適用を求めるとした場合、当該措置の適用対象となる客体に関しては、
- イ. 当該措置が適用されるのに必要な条件を満たしていること、及び、
 - ロ. 当該措置を適用しようとする主体に対して、イ. でいう「条件を満たしていること」を証明すること

の2つが必要と言えよう。

これをEPAに基づく特惠待遇の適用に当て嵌めて述べるとすれば、

26) ③の説明からも分かるように、積送基準は特惠待遇の付与という観点から特に必要と考えられるものであり、その特惠待遇の付与とは関係のない、非特惠措置に係る原産地規則 (非特惠原産地規則) においては、必ずしも必要とされる訳ではないと解される。日本の現行の非特惠原産地規則においても、積送基準は定められていない。

イ'.EPAに基づく特恵待遇を受けるための条件を実際に満たしていること、
ロ'.上記のイ'に言う条件を実際に満たしていることを輸入締約国の税関当局に対して、何らかの態様で証明すること、
となろう。

本書においては、上記イ'に掲げる要件のことを**実体的要件**、上記ロ'に掲げる要件のことを**手続的要件**と、それぞれ呼ぶこととする。

そうすると、上述の②から④に係る記述との対比から、

実体的要件＝原産地基準＋積送基準

手続的要件＝手続的規定の一部

という関係にある（図1-7参照）と言うことが可能であろう。本書においては、この考え方に基づき、説明を進めることとする。

第2節 適用範囲による構成要素／ルールの区分

上記第1節においては、原産地規則に含まれるルールについて、その内容・意味による区分を行って見たが、第2節においては、適用範囲による区分を試みる。

原産地規則には様々な内容のルールが定められているが、それらの個々のルールを、その適用範囲により区分するとした場合、大まかには、以下の①及び②の2つのカテゴリーに分けることが可能と考えられる。

- ①関税率表上の個々の品目ごとに、どのような生産工程を経れば原産品としての資格を得ることが可能となるかを規定するルール（これを「**品目別規則**」(product-specific rules)という。)、並びに、
- ②(a) 関税率表上の品目に関して横断的に適用されるルールであって、品目別規則と合わせることで原産品であるかないかを判定するためのルール（以下「**総則的規定**」という。）、及び、
- (b) 原産品であるかないかの判定には直接関与しないが、(a)のルールを補足し、又は、関連するルール（本節においては、「**その他の規定**」という。）。

(注) 上記②(b)に掲げるルールも品目横断的に適用されるものであるとも言えるところ、②の(a)のルール及び(b)のルールを併せて「**広義の総則的規定**」と整理することも可能と思われる。本書においては、単に「**総則的規定**」と記した場合には②(a)のルールのみを指すものとし、②(b)のルールも含める場合には「**広義の総則的規定**」と記すこととする。

では、ここで述べた総則的規定、品目別規則と第1節で述べた原産地基準、積送基準、手続的規定及び実体的要件、手続的要件とが、概念的にはどのような関係にあるかということ整理すると、図1-8のように位置付けることが可能であろう。

次に日本の14本のEPAにおいて、「**総則的規定**」・「**品目別規則**」・「**その他の規定**」が、それぞれどこに規定されているかを見てみよう（表1-6参照）。

表1-6を見て分かる通り、基本的には、総則的規定は協定本体に、品目別規則は（協定の）附属書に、そして「**その他の規定**」は協定本体、（協定の）附属書及び「**運用上の手続規則（注）**」等に、それぞれ規定されている。

ただし、スイスEPAにおいては、原産地規則に係る規定のほとんどが、協定本体ではなく（協定の）附属書の本文に規定され、品目別規則等は当該附属書の付録に定められている。こ

図1-8



表1-6

	総則的規定	その他の規定	品目別規則
シンガポールEPA	協定：第22条～第26条、第28条～第28条のA 「協定の合意議事録」：パラグラフ(4)(a)	協定：第27条、第29条～第34条、附属書II B 「協定の合意議事録」：パラグラフ(4)(b)	協定：附属書II A
メキシコEPA	協定：第22条～第34条、第36条、第38条 統一規則：Section 2のPart 5、Annex 1	協定：第35条、第37条、第39条～第49条、附属書5 統一規則：Section 2のPart 4及びPart 6、Section 3のPart 1～Part 2、Annex 2～Annex 3	協定：附属書4
マレーシアEPA	協定：第27条～第31条、第33条～第38条 運用上の手続規則：Appendix 2、Appendix 4、Appendix 5	協定：第27条、第32条、第39条～第50条、附属書3 運用上の手続規則：Rule 1～Rule 11、Appendix 1-A、Appendix 1-B、Appendix 3	協定：附属書2
フィリピンEPA	協定：第28条～第32条、第34条～第39条 運用上の手続規則：Appendix 4、Appendix 6、Appendix 7	協定：第25条、第28条、第33条、第40条～第49条、附属書3 運用上の手続規則：Section 2 Rule 1～Rule 12、Appendix 1-A、Appendix 1-B、Appendix 5	協定：附属書2
チリEPA	協定：第29条～第40条、第53条、第54条 運用上の手続規則：Appendix 3、Appendix 4	協定：第41条～第54条、附属書3、附属書4 運用上の手続規則：Section 2 Rule 1～Rule 11、Appendix 1、Appendix 2-A、Appendix 2-B	協定：附属書2
タイEPA	協定：第27条～第31条、第33条～第38条、第48条 運用上の手続規則：Appendix 5、Appendix 7、Appendix 8	協定：第24条、第32条、第39条～第47条、第49条、附属書3 運用上の手続規則：Section 2 Rule 1～Rule 12、Appendix 1-A、Appendix 1-B、Appendix 6	協定：附属書2
ブルネイEPA	協定：第23条～第27条、第30条～第35条、第46条 運用上の手続規則：Appendix 2、Appendix 4、Appendix 5	協定：第23条、第28条～第29条、第36条～第47条、附属書3 運用上の手続規則：Rule 1～Rule 12、Appendix 1-A、Appendix 1-B、Appendix 3	協定：附属書2
インドネシアEPA	協定：第28条～第32条、第34条～第39条	協定：第33条、第40条～第50条、附属書3	協定：附属書2

第1部 序 論

	運用上の手続規則：Appendix 2、Appendix 4、Appendix 5	運用上の手続規則：Part 2 Rule 1～Rule 12、Appendix 1-A、Appendix 1-B、Appendix 3	
アセアン包括EPA	協定：第23条～第30条、第32条～第35条	協定：第31条、第36条～第37条、附属書4、附属書4の付録	協定：附属書2、附属書3
		運用上の規則：Rule 1～Rule 16、Attachment 1、Attachment 2	
ベトナムEPA	協定：第23条～第30条、第32条～第35条	協定：第31条、第36条～第37条、附属書3、附属書3の付録	協定：附属書2
		運用上の規則：Part 2 Rule 1～Rule 15、Attachment 1、Attachment 2	
スイスEPA	附属書2：第1条～第12条、第29条2	協定：第23条、第24条、第32条 附属書2：第13条～第28条、第29条1、第30条～第31条、付録2及び付録3	協定：(附属書2の)付録1
	運用上の手続規則：Section 2 1.～5.	運用上の手続規則：Section 1、Section 2 6.	
インドEPA	協定：第26条～第33条、第35条～第39条	協定：第34条、第40条～第41条、附属書3	協定：附属書2
		運用上の手続：Rule 1～Rule 13、Appendix 1、Appendix 2	
ペルーEPA	協定：第38条～第51条	協定：第52条～第72条	協定：附属書3
	運用上の手続規則：Rule 5～Rule 8	運用上の手続規則：Rule 1～Rule 4	
オーストラリアEPA	協定：第3.1条～第3.7条、第3.9条～第3.13条、第3.29条	協定：第1.12条、第3.1条、第3.8条、第3.14条～第3.29条、第4.5条、附属書3	協定：附属書2
		実施取極：第2.1条～第2.6条、第3.4条	

(注) 通常、各EPAの初めの部分に、当該EPA全体に適用される「一般的定義」が規定されており(例：メキシコEPA第2条)、そこに定義される用語のいくつかは、原産地規則に関連する規定においても適用される。本来であれば、「一般的定義」を規定する条文についても本表において言及すべきところではあるが、煩雑になることを避けるため、本表における記載は省略した。

の点については、下記第3節及び第3部第2章を参照のこと。

なお、アセアン包括EPA、ベトナムEPA及びインドEPAに関しては、この表では分かり難いものの、「その他の規定」にカテゴライズされる手続的規定のうち原産性の証明・確認等に係る規定を附属書に独立して規定しており、他のEPAとは構成が若干異なっている。詳細については、下記第3節及び第3部第2章を参照のこと。

(注)「運用上の手続規則」とは、EPAの実施細則的なものとして、EPA締約国の行政当局間において結ばれる取決めであるが、協定の一部を構成するものではない。内容としては、多くの場合、物品の貿易、原産地規則に係る規定が定められている。名称はEPAにより異なっており、表1-6を参照のこと。なお、オーストラリアEPAにおいては、「運用上の手続規則」においてではなく、政府間の取決めである「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第1.12条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極」において、原産地規則及び税関手続に関し、協定を補足する規定を定めている。「協定」、「実施取極」、「運用上の手続規則」の関係等については、第5部第1章を参照のこと。）

第3節 原産地規則の構成要素及び構造

第1節において述べたとおり、原産地規則は、原産地基準、積送基準及び手続的規定の3つのカテゴリーに分けられるところ、本節においては、それらのカテゴリーに具体的にどのような規定が存在し、また各EPAの原産地規則が具体的にどのような構造となっているかを見ることとする。

1. 原産地規則の構成要素

原産地規則にはどのような規定が構成要素として含まれるかを考えるに当たっては、スタンダードと呼ぶべき規則を見るのが手っ取り早いところではあるが、原産地規則の領域に関して国際的なスタンダードとでも言うべきものは存在しないという状況にある。

そこで、日本の14本のEPAの原産地規則に含まれる要素をすべて含む仮想的な原産地規則(本節において「仮想統合原産地規則」と言う。)を想定し、それとの対比で個々のEPAの原産地規則の構造を見ることとする。

この仮想統合原産地規則にどのような要素が含まれ、それらがどのように関係しているかという概念的な構成図を、図1-9に示す。

仮想統合原産地規則は、まず3つのカテゴリー、すなわち「原産地基準」、「積送基準」及び手続的規定に分けられる。では、各カテゴリーごとにどのような要素が含まれるかを見てみよう。

(1) 原産地基準

「原産地基準」は、品目横断的に適用される「総則的規定」と、個々の品目ごとに適用される「品目別規則」とに区分される。

総則的規定を構成する要素としては、「一般的定義」、「完全生産品」、「原産材料のみから生産される産品」、「実質的変更基準」、「実質的変更基準の例外規定」及び「その他の特別な規定」の6つに区分することが可能である。

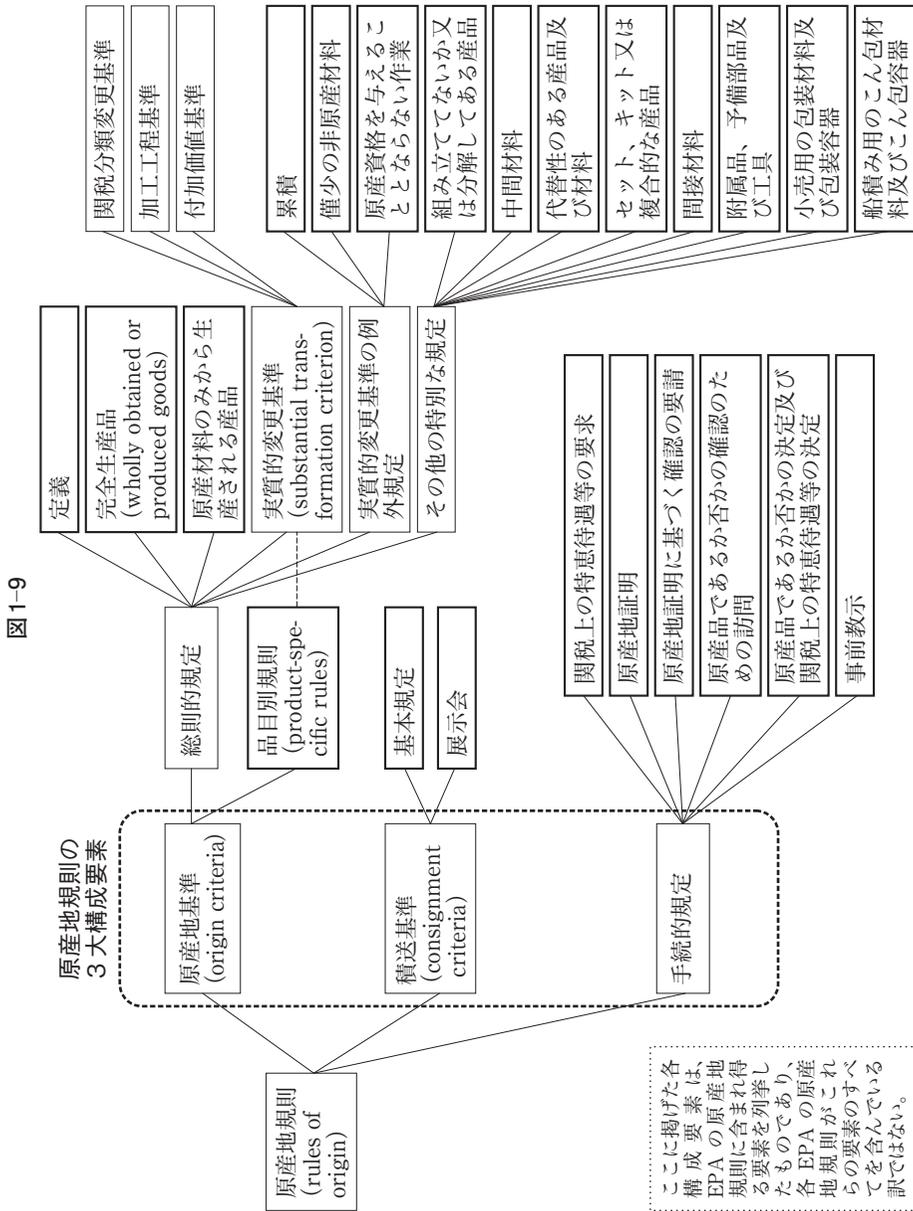
「実質的変更基準」は「関税分類変更基準」、「加工工程基準」及び「付加価値基準」の3つの基準に区分される。そして、原産品としての資格を獲得するために必要な生産工程等をこれら3つの基準に基づき個々の品目ごとに書き表したものが「品目別規則」となる。その観点から、図1-9においては、「品目別規則」と「実質的変更基準」とを点線で結んでいる。

また、「実質的変更基準の例外規定」は、「累積」、「僅少の非原産材料」及び「原産資格を与えることとならない作業」から構成される。

更に、「その他の特別な規定」は、「組み立ててないか又は分解してある産品」、「中間材料」、「代替性のある産品」、「セット、キット又は複合的な産品」、「間接材料」、「附属品、予備部品及び工具」、「小売用の包装材料及び包装容器」及び「船積み用のこん包材料及びこん包容器」から構成される。

(2) 積送基準

「積送基準」は「基本規定」と「展示会」とに区分される。



(3) 手続的規定

「手続的規定」の主要構成要素としては、「関税上の特恵待遇等の要求」、「原産地証明」、「原産地証明に基づく確認の要請」、「原産品であるか否かの確認のための訪問」及び「原産品であるか否かの決定及び関税上の特恵待遇等の決定」が挙げられる。

なお、この「手続的規定」には、上記の他にも、「秘密性」、「罰則」、「原産地規則小委員会」等、諸々の手続に係る規定が含まれるが、この図においては割愛する。

以上で、仮想統合原産地規則に含まれる個々の構成要素を概観したところであるが、各EPAの条文において具体的に記載されている要素については、図1-9において、当該要素を記

第1部 序論

載しているボックスの枠を太線で記載している。枠が太線になっていない要素は、具体的条文ではなく概念的なものである。

また、同図に掲げた要素は、仮想統合原産地規則において最大限含まれ得る要素であり、個々のEPAの原産地規則を見た場合、含まれない要素があり得ることに留意されたい。

なお、これらの個々の構成要素・条文の内容については、第2部及び第3部第2章等において順次説明を加えることとするので、そちらを参照されたい。

では、各EPAの原産地規則には、どの要素が含まれているのであろうか。それを表1-7において概観する。

同表においては、参考のため日本の非特惠原産地規則（＝WTO協定税率適用のための原産地規則）及び一般特惠（GSP）原産地規則も掲げた。また、EPAに関しては、シンガポールEPAから署名順に並べており、右に行くほど署名日がより遅いものとなっている。

上記第1章第5節において述べたとおり、（改正前の）シンガポールEPAの原産地規則は日本の一般特惠（GSP）原産地規則も参照する形で策定されており、このことは含まれる構成要素を比較することによっても理解できるであろう。なお、シンガポールEPAは2007年に改正され、その際2つの構成要素が追加され、メキシコEPA以降の原産地規則に近づいた形となっている。

メキシコEPAは、NAFTAの影響を受け、シンガポールEPAまでの原産地規則には含まれていなかった多くの要素を盛り込んで詳細化・精緻化が図られており、構成要素という観点からは、その後の日本のEPA原産地規則に大きな影響を与えていることが見て取れる。

マレーシアEPAは、これも上記第1章第5節と一部重複するが、(i)構成要素という観点からはメキシコEPAをほぼ踏襲しているが、(ii)条文の規定振りを見てみると、一般特惠（GSP）原産地規則及びシンガポールEPAの影響も見て取れるものとなっている。これ以降のアセアン諸国との二国間EPAの原産地規則のスタンダード的なものとなっている。

2. 個々のEPA原産地規則の構造

上記の1.において、原産地規則の構成要素を確認したが、日本の各EPAにおいて、それらの構成要素がどこにどのように規定されているかを確認してみよう。

多くの二国間EPAにおける代表的なパターンを図1-10に掲げた。

多くの場合、協定本体の比較的前の部分（概ね第3章前後）に「原産地規則章」が置かれており、同章には、「品目別規則」及び「原産地証明書の必要的記載事項」の2つの領域を除いた原産地規則の規定が定められている。そして、協定に複数添付されている附属書のうちの附属書2の前後に品目別規則を定める附属書が、また附属書3の前後に原産地証明書の必要的記載事項を定める附属書が置かれていることが多い。もちろん、EPAにより微細な差異はあるが、大まかにはこのような構造となっている。

このパターンと異なっているのが、①アセアン包括EPA、ベトナムEPA及びインドEPAのグループ並びに②スイスEPAである。

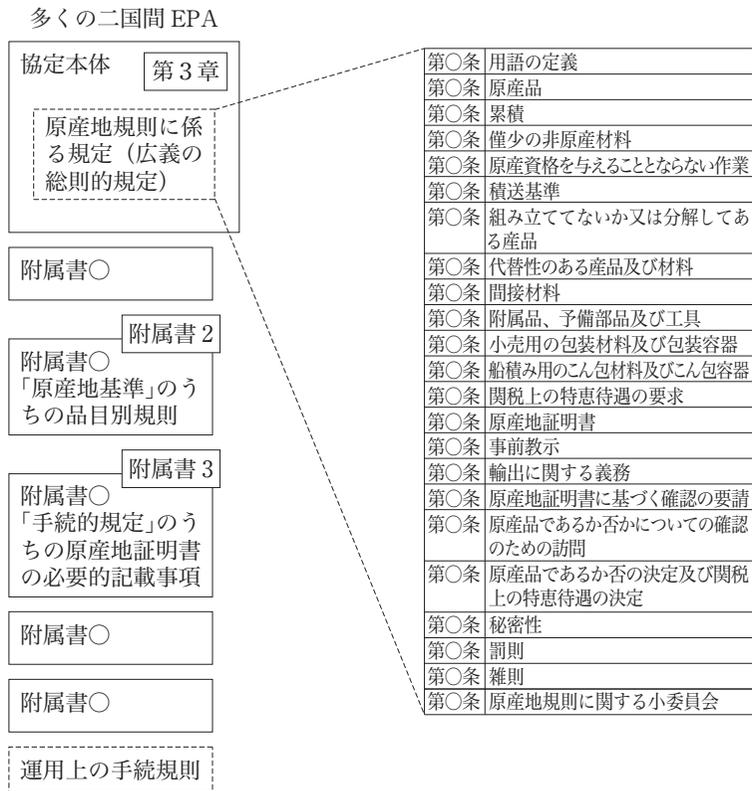
まず①のグループの代表としてアセアン包括EPAを見てみよう（図1-11参照）。同図の左

表 1-7

非原産地の特恵		特恵原産地規則															
原産地の特恵	原産地の特恵	オーストラリア	ペルー	インド	スイス	ベトナム	ASEAN	インドネシア	ブルネイ	タイ	チリ	フィリピン	マレーシア	メキシコ	シンガポール	一般特恵原産地規則	品目別規則
率WTO協定の適用のため	の原産地規則																品目別規則
総則的規定	一般的定義																
	完全生産品																
	原産材料のみから生産される産品																
	更実質的基準																
	関税分類変更基準																
	加工工程基準																
	附加価値基準																
	更実質的基準																
	例外的除外																
	原産地基準																
	補足的規定																
	中間材料																
	代替性のある産品及び材料																
	セット、キット又は複合的な産品																
	間接材料																
	付属品、予備部品及び工具																
	小売用の包装材料及び包装容器																
	船積み用のこん包材料及びこん包容器																
	積送基準																
	基本規定																
	展示会等																
	関税上の特恵待遇等の要求																
	証明原産地証明書																
	手続的規定																
	原産地証明輸出者による原産地申告																
	原産地証明に基づく確認の要請																
	原産品であるか否かについての確認のための訪問																
	原産品であるか否かの決定及び関税上の特恵待遇等の決定																
	事前教示																

■ : 対応する規定なし ■ : 協定には対応する規定がないが、関税法又は関税法施行令に対応する規定が存在
■ : 明文の規定はないが他の規定によりその概念がカバーされていると解される
■ : 明文の規定であるとの整理の下、協定上は明文規定が設けられていない。
■ : 確認規定であるとの整理の下、協定上は明文規定が設けられていない。

図1-10



半分は多くの二国間EPAの構造を示し、右半分がアセアン包括EPAの構造を示している。

アセアン包括EPAにおいては、(二国間EPAにおいては協定本体の「原産地規則章」に規定されていた) 手続的規定の一部(原産地証明書、特惠待遇の適用、原産性の確認等に係る規定)が、附属書4(運用上の証明手続)にまとめて規定されている²⁷⁾。ベトナムEPA及びインドEPAも附属書の位置は異なるものの基本的に同じ構造となっている。

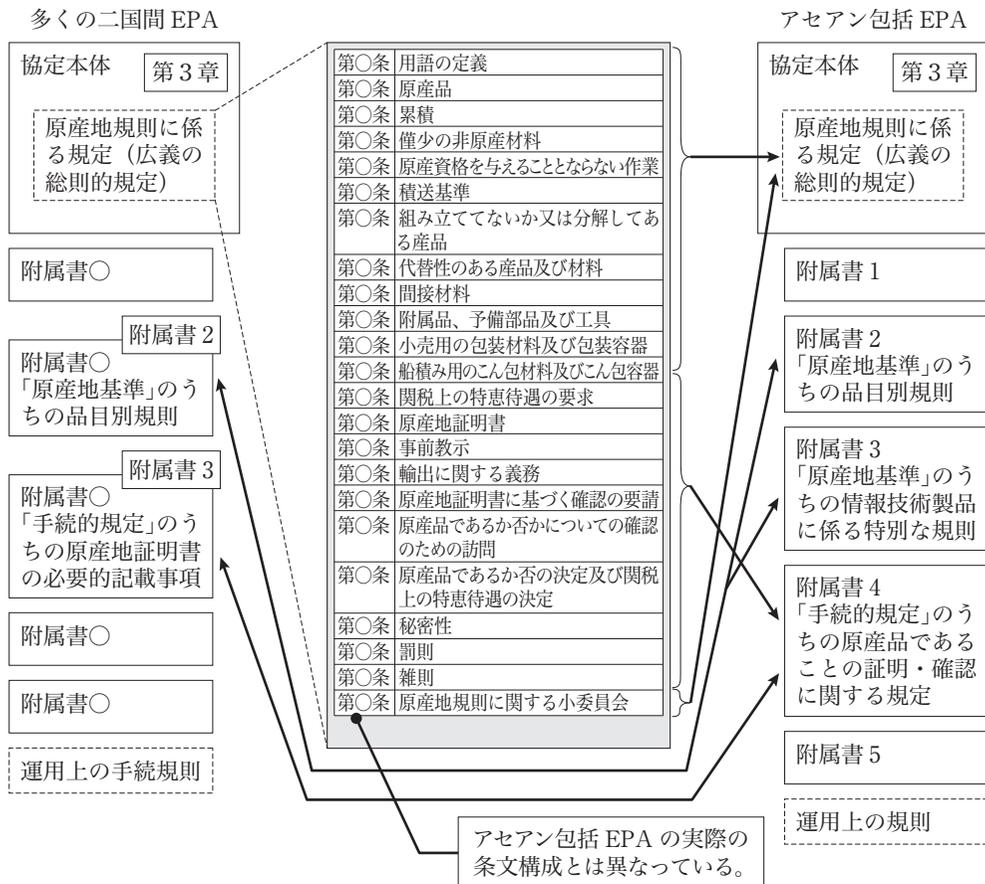
次に②のスイスEPAについて見てみよう(図1-12参照)。同図の左半分は多くの二国間EPAの構造を示し、右半分がスイスEPAの構造を示している。

スイスEPAにおいては、(二国間EPAにおいては協定本体に規定されていた) 原産地規則に係る規定はほぼすべてが附属書2に規定されており、協定本体においては『原産地規則を附属書2に規定する』とする導入的な規定等ごく僅かな規定があるのみとなっている。このスタイルは、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAにおけるスタイルに倣ったものとなっている。

27) このような構成となったのは、アセアン側より、交渉時点におけるAFTA(ASEAN Free Trade Area)の下での原産地規則における構造と同様の構造としてほしいとの要望が出され、それを受け入れたことによる。

なお、AFTAの下での原産地規則においては、原産地証明書関係の規定は、RULES OF ORIGIN FOR THE AGREEMENT ON THE COMMON EFFECTIVE PREFERENTIAL TARIFF SCHEME FOR THE ASEAN FREE TRADE AREA OF THE APPENDIX D (OPERATIONAL CERTIFICATION PROCEDURES FOR THE RULES OF ORIGIN OF THE COMMON EFFECTIVE PREFERENTIAL TARIFF SCHEME FOR THE ASEAN FREE TRADE AREA)としてまとめて規定されていた。

図1-11



内容的には、従来のアセアン諸国との間で締結してきた二国間 EPA における原産地規則と類似。規定の書き方・構成等、外見上は AFTA（アセアン自由貿易地域）における原産地規則の規定を踏襲した形。

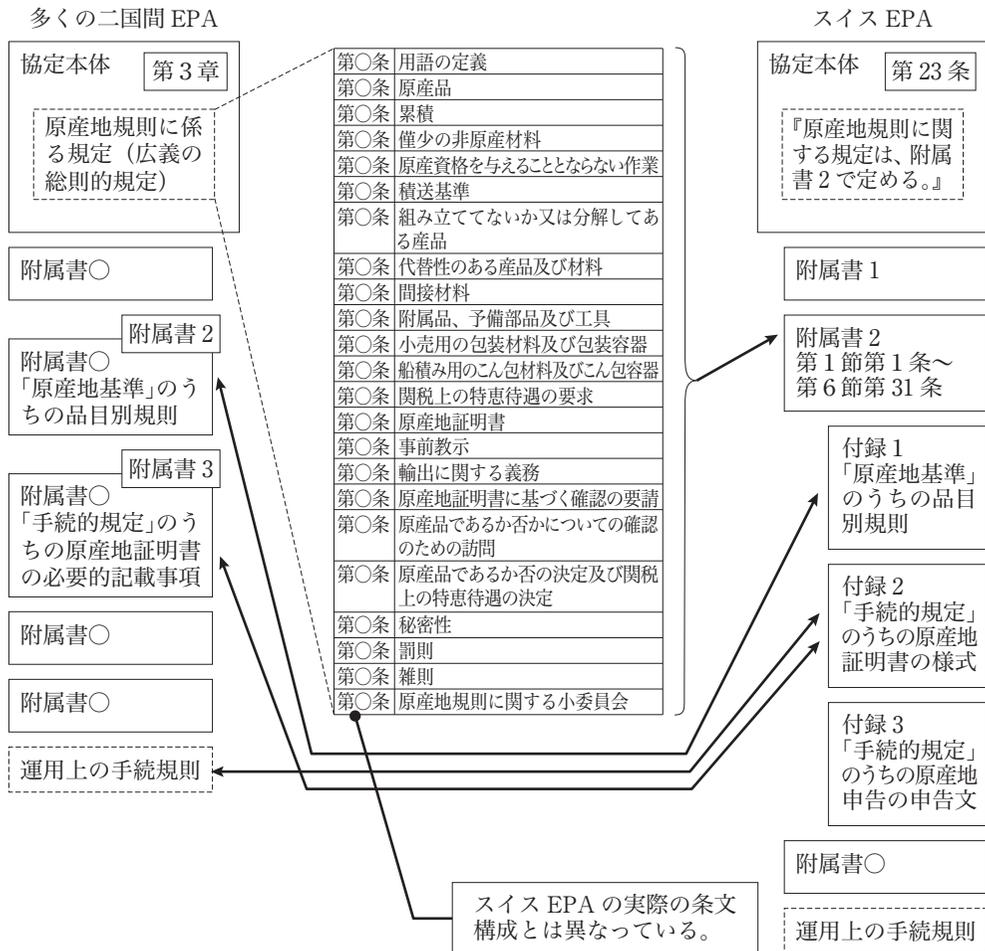
更にいくつかのEPA（タイ、アセアン包括、スイス及びオーストラリア）について、より具体的な構造を見てみよう。以下に掲げる4つのEPAに関して、表1-6に掲げる原産地規則の構成要素ごとに協定・法令等のどの条文が対応するかを表1-8から1-11までにまとめたので参照されたい。

○タイ EPA（表1-8参照）

協定第1章第2条において一般的定義が、協定第27条から第49条において原産地基準のうちの総則的規定、積送基準及び手続的規定が、附属書2において原産地基準のうちの品目別規則が、附属書3において手続的規定のうちの「原産地証明書の必要的記載事項」に係る関連事項が、それぞれ規定されている。

また、協定に関連する法的文書のうち、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定第2章（物品の貿易）及び第3章（原産地規則）に規定する運用上の手続規則」において、補足的規定が定められている。

図1-12



内容的には、多くの二国間 EPA における原産地規則と類似。規定の書き方・構成等、外見上はヨーロッパにおける FTA の原産地規則の規定を踏襲した形。

○アセアン包括EPA（表1-9参照）

協定第1章第1条において一般的定義が、協定第23条から第37条及び附属書4（運用上の証明手続）において原産地基準のうちの総則的規定、積送基準及び手続的規定が、附属書2において原産地基準のうちの品目別規則が、附属書3において（情報技術製品に係る）品目別規則の補足的規定が、附属書4の付録において手続的規定のうちの「原産地証明書の必要的記載事項」に係る関連事項が、それぞれ規定されている。また、協定に関連する法的文書のうち、「運用上の規則」において補足的規定が定められている。

○スイスEPA（表1-10参照）

協定第1章第3条において一般的定義が、協定第23条及び附属書2（原産地規則）において原産地基準のうちの総則的規定、積送基準及び手続的規定が、附属書2の付録1において原産地基準のうちの品目別規則が、同付録2において手続的規定のうちの「原産地証明書の様式」

に係る事項が、同付録3において手続的規定のうちの「原産地申告の申告文」が、それぞれ規定されている。また、協定に関連する法的文書のうち、「運用上の手続規則」において補足的規定が定められている。

○オーストラリアEPA（表1-11参照）

協定第1章第1.2条において一般的定義が、協定第3.1条から第3.29条及び第4.5条（注）において原産地基準のうちの総則的規定、積送基準及び手続的規定が、附属書2において原産地基準のうちの品目別規則が、附属書3において手続的規定のうちの「原産地証明書及び原産地申告の基本的記載事項」に係る関連事項が、それぞれ規定されている。また、協定に関連する法的文書のうち、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第1.12条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極」の第2.1条から第2.6条及び第3.4条（注）において補足的規定が定められている。

（注）協定第4.5条及び実施取極第3.4条は事前教示に係る規定である。これらの規定は「税関手続章」に規定されており、その適用範囲は原産地規則のみに限定されたものではないが、原産地規則に関連するものであるところ、本書においては原産地規則の関連規定として扱う。

表1-8

タイEPA

広義の総則的規定		協定	運用上の手続規則	関税法 関税暫定措置法	関税法施行令	関税法基本通達 関税暫定措置法基本通達	品目別規則
完全生産品 原産材料のみから生産される産品 準実関税分類変更基準 質的変更基準 原産地基準	第28条1(a) 第28条2						
	第28条1(b)						
	第28条1(c)						
	第28条3		付録6				附属書2 (品目別規則リスト)
	第28条1(c)		付録7				
	第28条3		付録8				
	第28条1(c)						
	第28条4-8						
	第29条						
	第30条 附属書2第1節(f)						
第31条							
第33条		付録5.1.				関税法基本通達 68-5-0~ 68-5-19	
その他の特別な規定 補足的規定	第34条						
	第35条						
	第36条						
	第37条						
	第38条						
	第32条						
	第39条				関税法第68条	第61条第1項第2号、 第4項、第7項、第8項	
	第40条 附属書3		第2節 第1規則~ 第10規則 付録1-A、1-B			第61条第5項	
	第43条						
	第44条		第2節 第9規則、 第11規則		関税暫定措置法 第12条の4		関税暫定措置法基本 通達12の4-1~12の 4-5、12の4-8~12 の4-10
第45条				関税法第7条第3項		関税法基本通達7- 17~7-18	
事前指示（「照会に対する回答」）							
関税上の特惠待遇等の要求							
手続的規定	原産地証明書						
	認定輸出者による原産地申告 原産地申告						
	原産地証明に基づく確認の要請						
	原産地証明にかかわらずの確認のための訪問 原産地であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇等の決定						

(注1) 表1-8から表1-11においては、対応する規定が存在する場合にその条文番号等を記載し、存在しない場合には空欄とした。ただし、「協定」欄（表1-10においては「附属書2」欄を含む。）に関しては、対応する規定が存在しない場合には、明確化を図るとの観点から斜線を記載した。また、「協定」欄に掲げる条文番号は代表的なものにとり、定義に係る条文番号は省略した。

(注2) 表1-8から表1-10において、「運用上の手続規則」（又は「運用上の規則」）における“Section”は「節」、 “Appendix”は「付録」、 “Rule 1”、“Rule 2”…は「第1規則」、「第2規則」…と訳した。

表1-9

アセアン包括EPA

原産地規則		協定	運用上の規則	関税法 関税暫定措置法	関税法施行令	関税法基本通達 関税暫定措置法基本通達	品目別規則
原産地規則	完全生産品	第24条(a) 第25条					
	原産材料のみから生産される産品	第24条(c)					
	実質的変更基準	第24条(b) 第26条1(b)、2及び4 第24条(b) 第26条2、4及び5					附属書2 (品目別規則リスト) 附属書3
	加工工程基準	第24条(b)					
	付加価値基準	第26条1(a)、2及び3 第27条					
	累積 産品の少ない非原産材料	第29条					
	実質的変更の例外	第28条					
	その他の特別な規定	第30条					
	補足的規定	第35条					関税法基本通達 68-5-0～ 68-5-19
	税送基準	第34条 第33条 第32条2及び3 第32条1 第31条					
原産地証明 手続的規定	関税上の特恵待遇等の要求	第3規則 附属書4	第1規則～第13規則 第16規則	関税法第68条	第61条第1項第2号、第4項、第7項、第8項 第61条第5項		
	原産地証明書	第36条					
	認定輸出者による原産地申告	第36条					
	原産地証明に基づく確認の要請	第36条					
	原産品であるか否かについての確認のための訪問 原産品であるか否かの決定及び関税上の特恵待遇等の決定	第36条	第6規則～第8規則	第10規則、 第14規則	関税暫定措置法 第12条の4		関税暫定措置法基本通達12の4-1～12の4-5、12の4-8～12の4-10
事前告示				関税法第7条第3項		関税法基本通達7-17～7-18	

表1-10

スイスEPA

スイスEPA		表1-10		表1-10					
広義の総則的規定		協定	附属書2	運用上の手続規則	関税法 関税暫定措置法	関税法施行令	関税法基本通達 関税暫定措置法基本通達	品目別規則	
完全生産品 原産材料のみから生産される産品 準実質的変更基準 加工工程基準 付加価値基準 実質的累積 変更の僅少の非原産材料 例外 その組み立ててないか又は分解してある産品 その他の特 別な規定 補足的規定	完全生産品	協定	第2条(a) 第3条						
	原産材料のみから生産される産品		第2条(c)						
	準実質的変更基準		第2条(b) 第4条1(b)及び2						附属書2 (品目別規則リスト)
	加工工程基準		第2条(b) 第4条1(b)及び2						
	付加価値基準		第2条(b) 第4条1(a)、2、4~6		第2節1~2				
	実質的累積		第4条7、第5条		第2節3				
	変更の僅少の非原産材料		第6条		第2節4				
	例外		第4条3、第7条						
	その組み立ててないか又は分解してある産品		第9条		第2節5				
	その他の特 別な規定		第12条 第8条1 第11条 第10条 第8条2 第8条3 第14条						関税法基本通達 68-5-0~ 68-5-19
積送基準	第23条								
展示会									
関税上の特惠待遇等の要求			第21条		関税法第68条	第61条第1項第2号、 第4項、第7項、第8項			
原産地証明書			第15条~第18条、第20条、第22条、付録2	第1節 第1規則~ 第13規則、第16規則		第61条第5項			
認定輸出者による原産地申告			第15条 第19条 第20条、第22条、付録3	第14規則					
原産地申告									
原産地証明に基づく確認の要請									
原産品であるか否かについての確認のための訪問									
原産品であるか否かの決定及び関税上の特惠待遇等の決定			第25条	第1節 第12規則、 第15規則	関税暫定措置法 第12条の4		関税暫定措置法基本通達12の4-1~12の4-5、12の4-8~12の4-10		
事前教示					関税法第7条第3項		関税法基本通達7-17~7-18		

表1-11

オーストラリアEPA

協定	実施取極	関税法 関税暫定措置法	関税法施行令	関税法基本通達 関税暫定措置法基本 通達	品目別規則
広義の総則的規定					
完全生産品	第3.2条 (a) 第3.3条				
原産材料のみから生産される産品	第3.2条 (b) 第3.2条 (c)、 第3.4条1及び2				
実質的変更基準	第3.2条 (c)、 第3.4条1及び2				
加工工程基準	第3.2条 (c)、 第3.4条1				
付加価値基準	第3.4条1 第3.5条				
実質的累積 変更の 例外	第3.6条 第3.4条3～5 第3.7条				
原産地基準	第3.9条				
補足的規定	第3.10条			関税法基本通達 68-5-0～ 68-5-19	
中間材料	第3.11条				
代替性のある産品及び材料 セット、キット又は複合的な産品	第3.12条				
間接材料	第3.13条2及び3				
付属品、予備部品及び工具	第3.13条1				
小売用の包装材料及び包装容器	第3.8条				
船積み用のこん包材料及びこん包容器					
基本規定					
積送基準					
展示会					
関税上の特恵待遇等の要求	第3.17条、第3.18条 第3.24条	関税法第68条	第61条第1項第2号、第 4項、第7項、第8項		
原産地証明書	第3.15条、第3.16条、 第3.17条、第3.18条、 第3.24条		第61条第5項		
原産地証明輸出者による原産地申告	第3.14条、第3.15条、 第3.16条、第3.17条、 第3.18条、第3.24条、 第3.25条				
原産地証明	第3.14条、第3.16条、 第3.17条、第3.18条、 第3.21条、第3.22条、 第3.23条				
手続的規定	第3.14条、第3.16条、 第3.17条、第3.18条、 第3.21条、第3.22条、 第3.23条				
原産地証明に基づく確認の要請	第3.21条				
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第3.22条	関税暫定措置法 第12条の4		関税暫定措置法基本 通達12の4-1～12の 4-5、12の4-8～12 の4-10	
原産品であるか否かの決定及び関税上の特恵待遇等の決定	第3.23条				
事前指示（「照会に対する回答」）	第4.5条	関税法第7条第 3項		関税法基本通達7-17 ～7-18	

